

旭市地域包括支援センター業務委託法人選定基準（旭市北部・東部）

項目	選定基準	審査項目	評価視点	配点
1 業務の継続性及び安定性	1. 法人の概要	①登記簿謄本・財産目録・貸借対照表等	安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤があるか。	10
		②法人の運営方針、事業概要・定款等	法人の目的、運営方針等から委託に適した法人であるか。	
	2. 法人の実績	①市内での高齢者関連事業に関する活動実績はあるか。	地域包括支援センターに活かせる事業実績があるか。	15
		②居宅介護支援・居宅介護予防支援の実績はあるか。	指定介護予防支援事業所業務を実施する上で活かせる業績があるか。	
		③国・地方公共団体からの委託事業実績はあるか。	公共事業受託事業者としての役割・立場を理解し、業務を遂行できるか。	
	3. 人材の確保	①配置予定職員は適切か。	本業務を行うに適した専門職の確保が可能か（実務経験・経歴）。	30
		②欠員が発生した場合の体制の確保の方法はあるか。	専門職に欠員が生じた場合に対応可能な体制が整っているか。	
		③職員の資質の向上・専門性の向上に向けた取組みがされているか。	職員の専門知識・技術の向上に向けた取組みがされているか。（研修会・講習会・勉強会の実施）	
	4. 運営の基本理念	①地域包括支援センターの運営についての視点はどうか。	センターの基本機能を理解し、「地域包括ケア」の中核機関として機能を果たせるか。	20
		②応募した理由（動機）はどうか。	包括支援センター運営にかける思い、意欲は十分か。	
2 業務の実行性	5. 開設計画・準備	①開設スケジュールは適切か。	開設に向けた必要な準備が網羅されているか。	25
		②開設予定地の地理的条件として、高齢者にわかりやすい場所か。	高齢者にわかりやすく来所しやすい場所か。	
		③事務所平面図	業務を行うに必要な広さの相談室等及びトイレ等の設備が確保されているか。	
	6. 地域包括支援センター運営の基本方針	①総合相談支援事業を理解し、実行可能な体制が図られているか。	総合相談事業を正しく理解し、実行可能な体制があるか。	50
		②虐待防止実現に向けた取組みがなされているか。	虐待防止事業を正しく理解し、認識しているか。	
		③権利擁護の視点に基づく支援に向けた取組みがなされているか。	権利擁護事業を正しく理解し、認識しているか。	
		④包括的・継続的ケアマネジメント業務について、実行可能な体制か。	ケアマネ支援、地域ネットワークづくりを理解し、実施可能な体制があるか。	
		⑤チームアプローチの実行性はあるか（取組み）。	3職種との協働という理解があるか。	
		⑥介護予防ケアマネジメントの自立支援への取組みは認識しているか。	介護予防の意義、介護予防ケアマネジメントを理解し、認識しているか。	
		⑦指定介護予防支援事業所としての取組みがなされているか（一部委託も含む）。	指定介護予防支援事業所としての専門職の配置状況及び他の指定介護予防支援事業所に一部委託する場合、委託要件等の方針や具体策はあるか。	
		⑧地域課題への解決に向けた取組みがあるか。	地域課題を把握し、的確に分析しているか。	
3 業務の管理	7. 情報管理	①個人情報保護、管理への取組みがされているか。	個人情報の取扱いについて、ガイドラインを策定しているか。	20
		②実績管理として、情報提供が可能な体制があるか。	地域包括支援センター運営協議会等への適切な情報提供や資料提供ができるか。	
		③業務改善への指針等をもって業務に当たることができるか。	業務改善への指針等をもって業務に当たることができるか。	
		④介護情報基盤の導入への対応がなされているか。	導入のための体制整備や情報収集は行っているか。	
	8. リスク管理	①24時間体制の構築が図られているか。	夜間等時間外の相談、対応体制が整えられているか。実行可能か。	30
		②事故・災害・感染症などの緊急時への対応がなされているか。	緊急時の対応マニュアルが策定されているか。業務継続計画が策定されているか。	
		③苦情処理について	苦情処理マニュアル等が策定されているか。	